

七会中跡地利用に関する調査特別委員会中間報告

本委員会は、七会中跡地利用に関する「業務契約に関する事項」及び「スポーツ振興くじ助成金に関する事項」について調査することを目的に、平成30年6月臨時会において設置されました。地方自治法第100条の規定に基づく権限を議会から委任され、今回の疑義が生じた原因を調査し、真相を明らかにするとともに、再発防止に向けた検討を行っています。



委員長	関 誠一郎	委員	藤咲芙美子
副委員長	河原井大介	〃	加藤木 直
委員	阿久津則男	〃	桜井 和子
〃	菌部 一		

委員会設置後、12回にわたり会議を開催いたしました。

まず、平成30年6月27日に開催した臨時議会中の第1回委員会では、正副委員長決定。そして同日の議会終了後に委員会の進め方等を話し合い、その後、証人喚問2回を含み、計12回の委員会を開催しております。

現在までの調査に基づき、本委員会として事実と確認できる事項は、以下のとおりです。

- ①平成29年6月の第2回定例会で、阿久津議員が「グラウンドの維持管理費が1,500万円という事だがこれでできるのか？」と質問し、上遠野町長は「出来ます。1,500万円で出来る見積もりも存在する」と答弁した。町長に対する証人喚問時に、その見積もりを求めると、「私は持っていません。1,500万円で委託しているところがあるんですから、日本のどこかには存在するんじゃないですか？」との証言があった。
- ②グラウンドの維持管理は、税抜き2,300万円、税込みで2,484万円という金額で1者随契にて奥野谷浜産業株式会社に契約された。
- ③1者随契を決定した『指名選考委員会』において、『この委託業務はJ1仕様の「特殊な芝」で「特殊な技術者が必要」であると説明していたが、入札当時その技術者は奥野谷浜産業株式会社に不在であり、町担当者はその事実を伏せて説明を行っていた。(無資格業者であった。)
- ④その特殊業務、特殊技術者と言っておきながら、技術資格を明確にしていなかった。これについて、町長は「具体的に必要な資格は無い」と証言している。
- ⑤11月に3者から予算用の見積もりを取ったと述べていましたが、仕様書(工事の内容)も示さず口頭で見積もり依頼をしていた。
- ⑥3者の見積もりが届く間に、「水戸ホーリーホック」から町に対し、お願いの文書が2通届いていた。
11月24日の1通目は、『グラウンド管理費は1,500万円で、「水戸ホーリーホック」は使用料として500万円を支払う』との当初条件を、『町の1,500万円と使用料500万円を足して2,000万円にして下さい』と増額要請があった。
11月29日の2通目は、『奥野谷浜産業株式会社を使ってください。奥野谷浜産業株式会社を使えば300万円上乘せします。使わなければ300万円の上乗せはしません。』とあり、さらに、『芝管理費は2,500万円になる予定ですので、町ではさらに200万円アップして下さい。』という内容であった。
- ⑦翌日、11月30日に、町から「水戸ホーリーホック」に対し、『有意義なご提案ありがとうございます。ご提案の通り、貴社より当初の500万円および追加の300万円の合計800万円をご負担いただいた上で、城里町および開発公社

が1,700万円を負担し、現在の芝生管理者が勤務する予定の会社と年額2,500万円(税込/機械器具類持ち込み)で開発公社を通して契約を行う事を町議会および開発公社理事会に提案し、承認が得られるよう全力を尽くしてまいります。』と回答していた。

- ⑧上記文書には押印がされておらず、発送記録や収受記録も残されていなかった。
- ⑨町からの返信文書は、「城里町長」と「開発公社理事長」の二つの組織の連名で公文書を送っていた。
- ⑩奥野谷浜産業株式会社は、町と契約を締結する以前の平成30年3月前半に芝の機械を発注していた。
- ⑪本年度、町は、落札業者である奥野谷浜産業

株式会社に対し芝管理用の軽トラダンプを購入する証言で得ており、実際に購入されていた。

- ⑫刈り取った芝カスや肥料袋等は産業廃棄物となるが、この処理費が「手数料」として予算化されていた。
- ⑬日本スポーツ振興センターの助成金(スポーツ振興くじtoto)について、振興センターは「プロサッカーチームのためには助成金は出しません」と言っており、現在も助成金は入金されていない。
本年9月7日付けで振興センターから「依然として、助成目的に則して利用されているか疑義があるため、額の確定を留保しているところ。」との文書が届いている。

以上の事実が認められており、現在も調査を継続しております。

なお、刑事訴訟法239条2項に「官吏又は公吏^{*}は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」との告発義務があります。

※国家公務員と地方公務員

後半 「議会だよりクリニック」
当町議会においては、51号の議会だよりについてクリニックして

後半 「議会だよりクリニック」

義を受けました。

前半 講義

「住民に分かりやすい議会だよりか」という事に視点を置き、「住民の知りたいニーズに込んでいるか」「住民視点での編集か」「住民に情報が伝わる表現か」について、文面や誌面のレイアウト、情報の伝え方など具体的に例を用いての講義を受けました。

関東・北信越地区を対象としたクリニックで、53もの多くの町村議会が参加しており、3つの分科会に分かれ研修を受講しました。

私達の受講した第1分科会では、22の町村議会がグラフィックデザインナーである長岡光弘氏より講義及びクリニックを受けました。

全国町村議員会館(東京)で開催されました「平成30年度町村議会広報クリニック」へ参加し、研修してまいりました。

研修報告 広報委員会
平成30年7月12日



いただき、9町村の議会紙の良い点と改善点について町村ごと、ページごとに詳しく説明していただきました。

本町の議会だよりをクリニックしてもらったのは、数年ぶりでしたので厳しい講評を受けると身構えておりましたが、講師より褒めの言葉もいただきましたので、広報委員の編集士気も大変高まった次第です。

クリニックでアドバイスをいただいたこと、また他の町村議会も町民に役立つ議会広報づくりに努力されていることに感銘を受け、私達の議会だより作成においても、さらに町民に読みやすく分かりやすい広報紙づくりに心掛けていきたいと感じ、実りのある研修となりました。